

原子力発電所の再稼働判断に 関する要請書

平成25年7月29日

佐 賀 県

一昨年3月11日、東北地方太平洋沖地震により発生した津波により、福島第一原子力発電所では全交流電源を喪失したことなどから、炉心溶融・放射性物質の大量放出という深刻な事態に陥った。

この事故を踏まえ、国においては昨年の9月に原子力規制委員会を設置するとともに、先般7月8日には新たな規制基準を策定し、施行されたところである。

一方、政府は新たな成長戦略において、「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む。」とされている。

言うまでもなく、再稼働に当たっては、原子力発電所の安全が確保されることが大前提である。

このため、まずは今回の玄海原子力発電所3、4号機の規制基準への適合性確認審査を厳正に行っていただきたいと考えているところであるが、県としては、適合性の判断と政府による再稼働の判断は別のものであると考えており、次のとおり要請する。

記

- 1 原子力規制委員会において規制基準に適合すると判断された原子力発電所の再稼働について、政府として、地元理解を含め具体的にどのようなプロセスにより判断を行おうとしているのか明確に示すこと
- 2 原子力発電所の再稼働に関しては、国においてしっかりと判断を示した上で、国民に丁寧かつ十分な説明を行うこと

平成25年7月29日

佐賀県知事 古川 康